

接続料の算定等に関する研究会(第80回) 事業者ヒアリング資料

2024年2月1日

一般社団法人テレコムサービス協会
FVNO委員会

■ 卸料金検証について

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について

(卸協議における卸料金の一定の透明性の担保に寄与したか、これまでの経緯・指摘を踏まえた説明が行われているか等)

卸料金の適正性の確保に向け、2020年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」が策定され以降、FVNO委員会において、NTT東西殿から「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果等について、これまで複数回の説明・回答がなされてきました。また、直近で卸料金の値下げはあったものの、卸料金と接続料の一定の連動性が見えない中、特に中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる事業の継続に不安を抱えている事業者も存在します。

FVNO委員会としては、引き続き卸協議の適正性や運用の改善について、NTT東西殿と協議を進めていくとともに、多くの加盟事業者にとって光コラボ以外の回線調達手段は容易には見いだしがたい状況である中、協議の基礎となるべき本検証の内容は重要であり、追加的な説明を求めていきたい。

■ 卸料金検証について

1. 卸料金と接続料相当額との差額の割合がNTT東西殿で異なる一方で、卸料金がNTT東西殿で同水準であることに対する詳細説明

NTT東西殿は別会社であり生じているコストも異なるため、通常では卸料金が同額となるわけではないと考えられます。卸料金を同額とするためにはNTT東西殿がそれぞれで卸料金を決定した上ですり合わせを行っているものと想定されますが、仮により高額又は平均をとって料金設定する場合には、東西何れかのエリアでしかビジネスを行っていない事業者にとっては本来よりも過度の料金負担を求められている可能性が懸念されます。NTT東西殿から「東西均一の方が運用しやすいという事業者様のお声を踏まえ」との回答をありましたが、過去に事業者要望があったとしても、それが卸先事業者の総意とは言い難いのではないかと考えられます。

また、NTT東西殿が同一卸料金の理由として示されている「効用の同一性」がこのような懸念やコスト等の差を度外視して、同一料金とする積極的な理由になり得るとは考えられず、また、NTT東西殿が別会社として設立された東西間の競争を否定するものでもあり、このような理由付けが妥当とは考え難いと考えております。

そのため、次の点について説明を求めたいと考えています。

- ① NTT東西殿間の卸料金の調整方法
- ② コストが異なるにもかかわらず、あえて同額料金とするその妥当性

■ 卸料金検証について

2. 接続料と卸料金の一定の連動性がないことに対する詳細説明

NTT東西殿から卸検証の場でビジネスモデルや事業リスクが異なることから、「卸料金は、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」、また、卸元事業者（NTT東西殿）は「中長期の需要で投資が回収可能」との説明がありましたが、どのようなスパンでのコスト状況をもとに卸料金を検討しているかについて説明を求めたい。

また、NTT東西殿による光サービス卸の検証結果によれば、卸料金の低減率と接続料相当額の低減率では常に接続料相当額の低減率が大きいいため、両者の格差は拡大し、2023年度の接続料上昇を経ても解消されないものと想定されます。（スライド8）

接続料と卸料金は一定の連動性はあるべきと考えますので、接続料改定と合わせた卸料金改定の検討をお願いしたい。なお、卸料金と接続料の推移はスライド9のとおり。

■ 卸料金検証について

3. 接続料相当額指数のみでは卸料金の適正性が判断できない

「卸料金は、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」とのNTT東西殿の説明を踏まえれば、単年度の接続料相当額指数に基づく接続料相当額の単年の推移情報のみでは、卸料金との適正性が判断できないものと考えます。

複数年度のコスト変動を踏まえて卸料金を決定しているということであれば、「接続料相当額の複数年度の推移」や「卸料金と接続料相当額の差分で回収される費用の複数年度の推移」と卸料金の関係について明らかにしてほしい。

■ 指定設備卸役務に対する規律について

令和4年電気通信事業法改正の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況について。

指定設備卸役務の料金の低廉化については、2021年の光コラボの卸料金（ファミリータイプ・マンションタイプ）の値下げに続き、2023年はファミリータイプのみではありますが、卸料金の値下げが行われました。

これまで「接続料の算定等に関する研究会」での意見提起及びFVNO委員会での議論も行ってきており、令和4年電気通信事業法の改正が、低廉化にどう影響を与えたかの判断は難しいと考えております。

■ 指定設備卸役務に対する規律について

卸元事業者・卸先事業者間の協議（固定通信分野については、団体協議を含む。）の状況について。

□ 卸元事業者・卸先事業者間の協議状況

○光コラボの運用改善の取り組みについては、FVNO委員会では、2021年11月に光コラボ事業者からのNTT東西殿への要望事項（①工事・納期関係、②システム・データ関係、③運用関係、④その他）についてとりまとめ、光コラボ事業の円滑な運用に向け取り組みを行ってきたところであり、「接続料の算定等に関する研究会」での議論もあり、FVNO委員会の要望事項である「各コラボ事業者からの要望事項をカウントするとともに、NTT東西殿からの回答をフィードバックする仕組み」について、全光コラボ事業者向けポータルサイトとして2022年10月に開設され運用が開始されたところであり、また、各光コラボレーション事業者から要望の多かった「開通工事等の取得可能工事枠数の実数表示」が2023年11月から実施されるなど、運用改善が図られてきており、今後はFVNO委員会運用関係WGの中で更に運用改善に向けて取り組むこととしています。

○卸協議における卸料金の一定の透明性については、これまでNTT東西殿から複数回の説明・回答がFVNO委員会にありましたが、加盟事業者すべてが内容を納得しているものではないことから、前述に述べた「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果の詳細説明についてNTT東西殿へ求めるとともに、光コラボの運用改善の取り組みを推進し、卸協議の適正かつ円滑化を図っていくこととしたい。

■ 指定設備卸役務に対する規律について

その他、制度について検討すべき事項

□ 双方向番号開始後も光IP電話を特定卸役務の対象とすべき

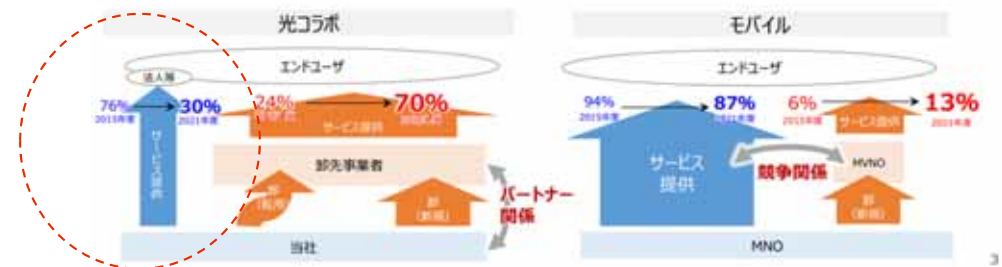
「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」において、特定卸電気通信役務の範囲に「光IP電話」が規定されましたが、「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当である。」との報告がなされました。しかしながら、双方向番号後の光IP電話卸は電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響があると考えています。

現状、光IP電話の市場については、法人向け需要が重要であるところ、個人向け市場と異なり法人向け市場においてはNTT東西殿と卸先事業者間で競合している状況もあり、「競争に与える影響は少ない」と考えており、双方向番号開始後も光IP電話を特定卸役務の対象とすべきと考えております。

「接続料の算定等に関する研究会第64回 NTT東西殿資料抜粋」

卸先事業者との関係性（モバイルとの相違点）

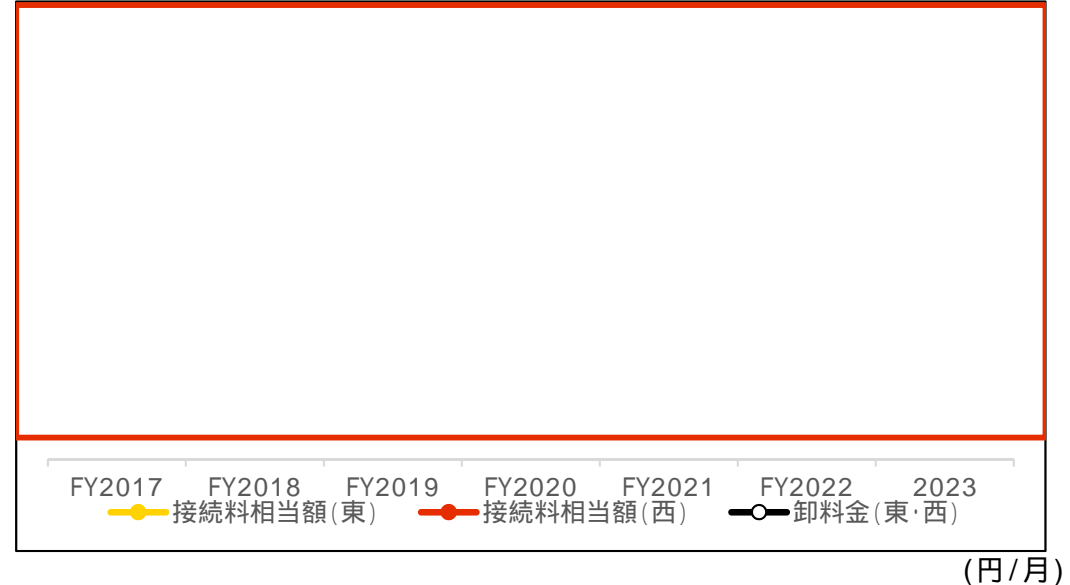
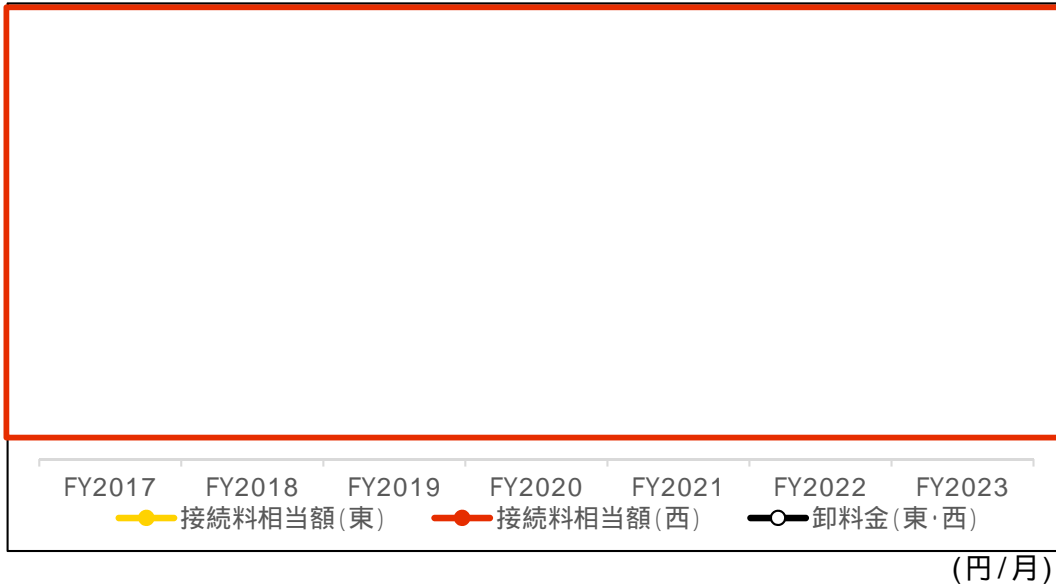
- ▶ 光コラボ事業者は、市場開拓を進めてきた「共創」のパートナーであり、競合関係にはない。
（当社が営業コストをかけて獲得した小売のフレッツ光契約者をそのまま光コラボに転用可能とすることで、光卸市場の基盤形成に寄与）
- ▶ モバイル通信市場におけるMVNOの提供回線割合が約1割強であるのに対して、光全体の施設数に占める卸契約（光コラボ）の割合は、2015年度（コラボ開始当初）の2割から2021年度で7割まで拡大。光サービスの卸モデルは多様な事業者にも活用されており、光コラボ事業者は、当社の光サービスを拡大していくパートナーとして欠かせない存在。
- ▶ 今後の制度整備にあたっては、光コラボとモバイルを一律に扱うのではなく、両者の卸先/卸先関係性の相違を踏まえた整理が必要。



NTT東西殿によるこれまでの光コラボの検証結果をもとにした推計は下表のとおり。
 卸料金の低減率0～6%に対して、接続料相当額低減率は8～19%と年々差が拡大している
 FY23の接続料単価上昇でも解消されないと考えられる

構成員限り

構成員限り



戸建	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023
接続料相当額(東)							
接続料相当額(西)							
卸料金(東・西)							

集合	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023
接続料相当額(東)							
接続料相当額(西)							
卸料金(東・西)							

<推計方法>

- ・2019年接続料相当額については、NTT検証結果（卸料金と接続料相当額との差額は概ね3割）をもとに接続料相当額を2019年度卸料金×0.7として算出
- ・2017年接続料相当額については、2017～2019年でのNTT東殿検証結果（低減率：東▲12% 西▲8%）から、前述の2019年接続料相当額より逆算
- ・2021年接続料相当額については、2019～2021年でのNTT東西殿検証結果（低減率：東▲14% 西▲18%）から、前述の2019年接続料相当額から算出
- ・2020年、2021年接続料相当額については、前後の年の接続料相当額の平均値を接続料相当額として想定
- ・FY2の接続料相当額については、シェアアクセスAC値上げ利割合で接続料相当額を推計

※ NTT検証結果は、接続料等算定研究会の第42回、第52回、第68回、第79回の会合資料より

光コラボの卸料金とアクセス部分の加入光ファイバ（シェアアクセス（SA）方式）の接続料が連動せず

要望事項：光コラボの卸料金と接続料との一定の連動性を確保したい。

円/月

構成員限り

